

3 養護者による高齢者虐待への対応

3 養護者による高齢者虐待への対応

(1) なぜネットワークで対応するのか

高齢者虐待の事例に遭遇すると、援助者としては「何とかしなければ」という思いにかられます。自分にできることは何か、と考えるでしょう。でも、ここで注意が必要です。あなたはその家庭にどのような立場で、いかに関わっていくのでしょうか。この点があいまいなまま、援助者として「何とかしなければ」という思い(責任感)にかられて動くと、知らず知らずのうちにその家庭のなかの人間関係に巻き込まれていくことになります。それでは有効な支援はできません。そうならないためにも、援助者は自分の役割と立場をしっかり見据え、皆で共有したプログラムをもとに、チームで関わっていくことが求められます。

以下、援助者が特に自覚しておくべき事柄について、2点述べたいと思います。

1人の援助者が、虐待者と被虐待者を同時に支援することはできない

虐待事例に関わる場合、まず覚えておかねばならないことは「1人の援助者が虐待を受けている者と虐待する者を同時に支援することはできない」という原則です。

「クライアントの話に耳を傾ける」ことはソーシャルワークの基本です。でも、虐待の事例では、この「話に耳を傾ける」ことがどのような効果を及ぼすのかに注意を払う必要があります。もし援助者が虐待した者とされた者と、両方の話に耳を傾けたらどうなるでしょう。結局、相反する人間関係のなかでどちらの期待にも応えることができず、身動きできなくなってしまいます。これは援助者が行き詰まり、方向性を見失う一つの大きな原因です。

虐待が生じている家庭が適切な支援を受ける機会を阻んではならない

虐待事例をよく調べると、その背景として介護疲れ、孤立、アルコール問題、金銭トラブルなど、さまざまな要因があることに気がきます。複数の要因が絡み合った虐待は、そう簡単に解決できるものではありません。

もし、援助者が「自分の関われる範囲を超えている」と思ったら、その限界を超えてはなりません。援助者には自分の限界を見極め、必要に応じて適切な支援につなぐことができる力が求められます。例えば金銭的トラブルの場合、保健・福祉の援助者は、もともとその道の専門家ではありません。しかるべき行政機関や法の専門家である弁護士など、責任を持って取り組むことができる人につなぐべきです。そうすることにより、適切な方向性を見出すことができます。

虐待が生じている家庭が適切な支援を受けられるように、すみやかにその問題に対し、責任持って取り組める者とチームを組み、役割分担しながら関わっていくこと。それが虐待問題の解決をめざすうえで最も効果的な方法であることを忘れないようにしましょう。

(2) ネットワーク構築に向けて行う作業

関係者を束ねるための中核機関、コーディネーターを決めます

高齢者虐待への対応については関係機関との組織的な取り組みが重要なポイントとなります。しかし、関係者がお互いに情報を提供しあい、支援の方策を検討しても、支援の中心的な役割をどこが受け持つのかといったことになると全員が消極的になりがちです。

まずは、地域の中で困難事例等に積極的に関わってきた機関を中心に中核となる機関を定めるとともに、事例全体の動きを把握し、関係者の調整役となるコーディネーターを決めておくことで相談から対応への流れがシステム化され円滑に支援を進めていくことができます。

平成18年4月には介護保険法の改正により地域包括支援センターが創設され、その中で社会福祉士等を中心に高齢者虐待への対応に向け、関係機関や専門職種とネットワークを図りながら支援を行うこととされています。今後、地域包括支援センターが関係機関を束ねるコーディネーター的な役割を担うことが考えられますが、緊急時の対応や措置制度の活用等を考えると行政機関を事務局側に含めたネットワークを構築していくことが重要なこととなります。

情報集約の一元化と対応への意思統一を図りましょう

高齢者虐待が生じている家庭の課題の捕らえ方や対応方法は、関係機関や専門職によって違いが出てきます。

中核機関を中心に関係者の情報を集約し、整理し、共有化することで、虐待者及び被虐待者の状況、世帯全体の課題を理解することができ、関係者間での支援の目標や援助の方向性も統一していくことができます。

また、情報は一度集めれば終了ではありません。中核機関は、関係機関から継続的な情報提供を受けながら虐待の状況について定期的にモニタリングを行い、必要に応じて支援内容を変更していくことも意識して取り組む必要があります。

まずは、地域内の関係者に高齢者虐待防止への認識や機関同士の連携を高め
てもらうため、中核機関を中心に高齢者虐待防止に向けたリーフレットの作成、
虐待防止に向けた研修会やアンケート調査の実施等の取り組みを行っていく
ことも大切でしょう。

虐待者及び被虐待者それぞれに対する支援と関係者間による役割分担 が重要です

高齢者虐待の対応となると、被虐待者への支援が中心となりがちです。虐
待行為を発生させている原因の中には、虐待者自身が持つ課題も多く、虐待
者への支援も大変重要なこととなります。

援助を実施していくうえで、一部の機関が全てを担うことは出来ません。関
係機関や専門職が連携を図り援助の役割を決め段階的に支援していくことが
必要となります。

その際、介護支援専門員や中核機関の事務局、コーディネーター等一部の担
当者に役割や責任がかかり過ぎないように関係者同士で配慮する必要があります。

援助の内容や役割を決めるケース検討会等では、ただ参加しているだ
けでなく、各関係者がどのような支援をしていくべきか積極的に考え調整を
図る必要があります。「自らが関わるとすれば何ができるのか、何をすべきか」
を常に考え、参加していくことで支援の方向性やお互いの役割が見えてくる
はずです。

お互いの専門性を認めあい、実践を行うためのネットワークを考えま しょう

新たなネットワークをつくることはとても大変な作業です。今まで行政機関
や地域の関係者間で作ってきた個々のネットワークや各援助者としてのセル
フネットワークがすでに築かれていると思います。

まずは、既存のネットワークを見直し再構築していくことから取り組んでい
きましょう。従来から存在している地域ケア会議等のメンバーに弁護士や警察

関係者等を加えていくことで高齢者虐待対応へのネットワークを構築していくことも考えられます。

虐待対応に取り組んでいくためのネットワークの場合には、施設の長や機関の代表者を形式的に整えていくよりも、むしろ現場で業務を直接担っている担当者に参加していただくことが重要です。そうすることで現実的な支援に結びつけるネットワークを創ることができます。

ネットワークを行う関係者間の連携の課題を意識しておきましょう

いくつもの機関や多職種が協働して支援をしていくうえで、生じやすい課題として以下の4点が考えられます。

- (ア) 責任の所在や中核機関の役割があいまいになっていないか
- (イ) モニタリングを含め適切な情報収集が出来ているか
- (ウ) 虐待の判断や課題解決に関して関係者間の理解が図られているか
- (エ) 迅速に会議を開催することが出来ているか

これらはネットワーク構築時に十分注意を払うべき点であるとともに、ネットワークシステムが効果的に機能しているか定期的に振り返るべき視点でもあります。

ネットワークがうまく機能していないときには、どこに原因があるのか確かめ、関係者全体で改善していくことが重要でしょう。

ネットワークに必要な機関を整理しましょう

国が示す「早期発見・見守りネットワーク」、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」、「関係専門職機関介入支援ネットワーク」の3つの機能別ネットワークを参考としながら、地域の資源にあわせた柔軟で効果的なネットワークを築いていくことが重要でしょう。

高齢者虐待におけるネットワークに関わる主な機関を以下に示します。

< 早期発見・見守りネットワーク >

社会福祉協議会、民生委員、介護相談員、認知症サポーター、自治会、NPO、ボランティア、家族の会、老人クラブ、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、消防署等

< 保健医療福祉サービスネットワーク >

介護支援専門員、介護サービス事業所（訪問看護事業所、訪問介護事業所、短期入所事業所、通所介護事業所、特別養護老人ホーム、老人保健施設等）、医療機関のソーシャルワーカー、保健所、保健センター、福祉事務所、権利擁護関係者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等

< 関係専門機関介入支援ネットワーク >

弁護士会、警察、医療機関（医師及びソーシャルワーカー）、家庭裁判所、人権擁護委員、消費者センター、保健所、保健センター、福祉事務所、介護サービス事業所（特別養護老人ホーム及び老人保健施設）、養護老人ホーム、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等

(3) 関係機関の役割

市町村の役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

市町村の役割として規定されている項目は、以下のとおりです。

高齢者虐待防止法に規定する市町村の役割

養護者による高齢者虐待について

高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条）

通報を受けた場合、速やかに高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第9条第1項）

老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始における審判の請求（第9条第2項、第10条）

立入調査の実施（第11条）

立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条）

老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（第13条）

養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第14条）

専門的に従事する職員の確保（第15条）

関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条）

対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第18条）

財産上の不当取引による被害防止（第27条）

養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不等取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介

財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

この他、市町村では、介護保険法に規定する包括的支援事業として高齢者虐待の防止、対応の義務の実施が義務づけられており、高齢者虐待防止法と相まって運用していくことが必要となります。

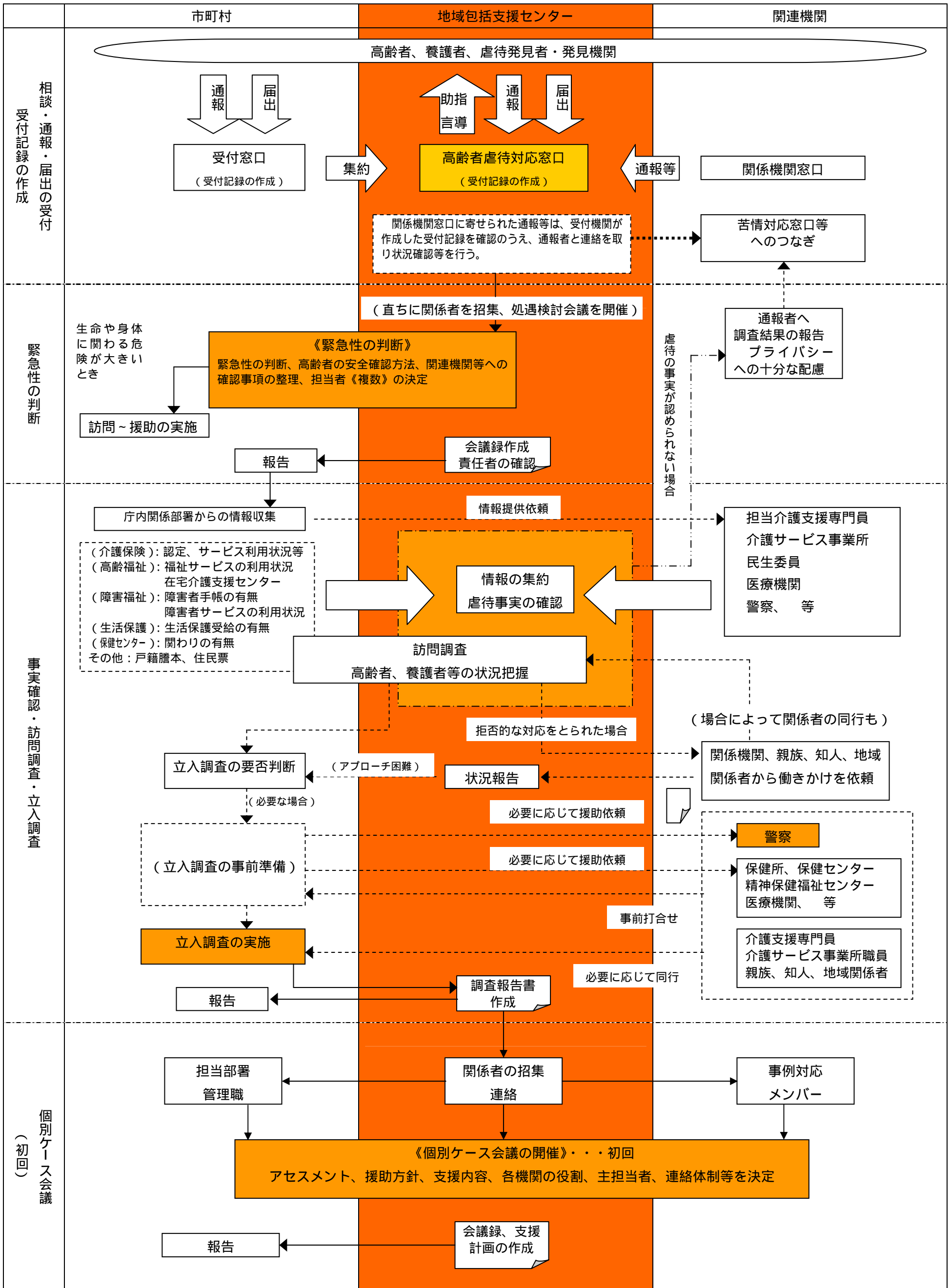
地域包括支援センターに業務委託した場合の市町村及び地域包括支援センターの役割

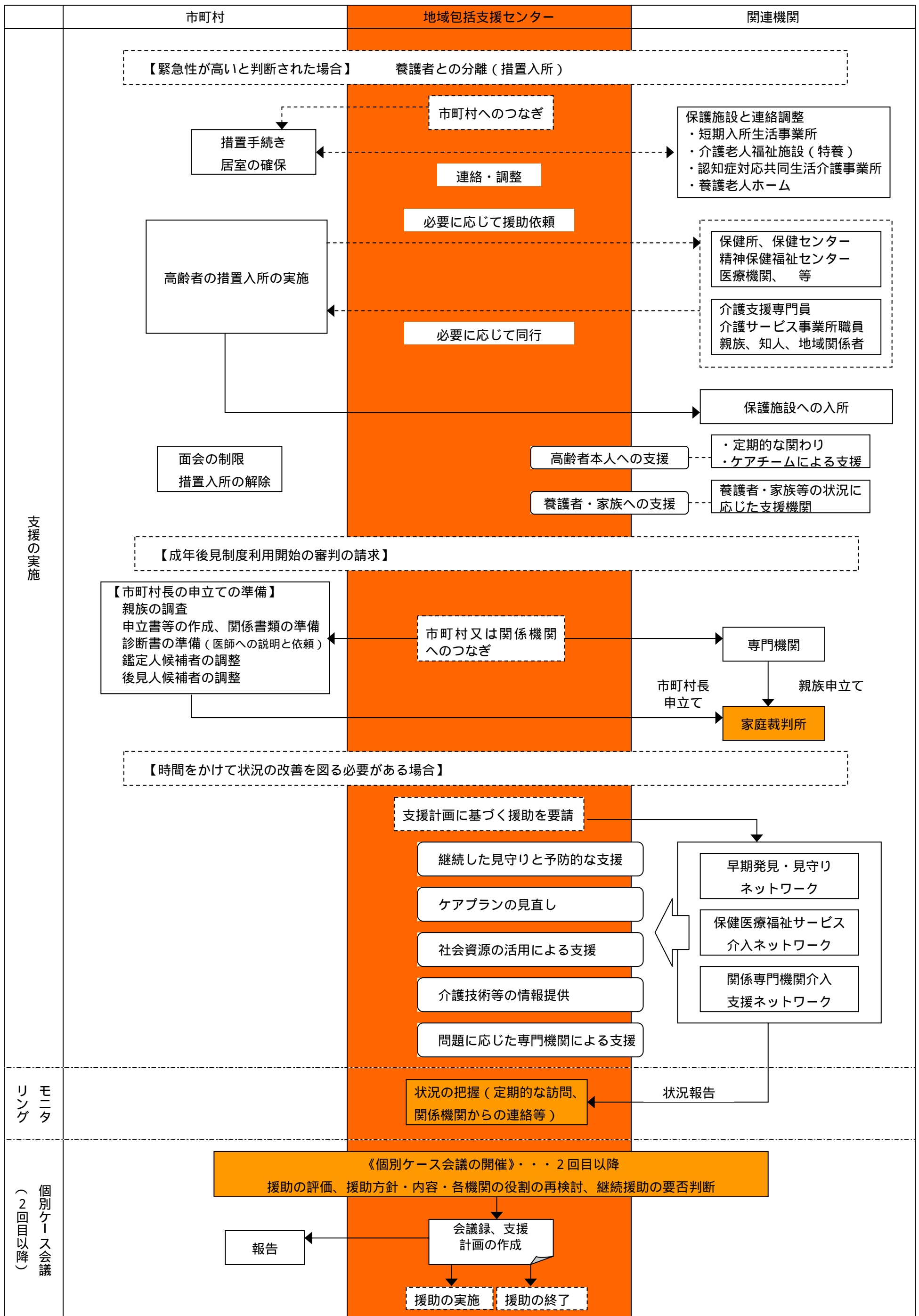
ここでは、高齢者虐待防止法の規定に基づいて市町村が地域包括支援センターに業務を委託した場合の市町村及び地域包括支援センターの役割について整理しました。(すべての市町村における業務の指針として示すものではありません。)

： 中心的な役割を担う	： 関与することを原則とする
： 必要に応じてバックアップする	空欄： 当該業務を行わない

		市町村	地域包括支援センター	委託規定
ネットワーク	・ 高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	()		
広報・啓発活動	・ 高齢者虐待に関する知識・理解の啓発 ・ 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発 ・ 通報(努力)義務の周知 ・ 相談窓口・高齢者虐待対応者の周知 ・ 専門的な人の確保		()	
相談・通報・届出への対応	・ 相談、通報、届出の受付 ・ 相談者への対応(高齢者及び養護者への相談、指導及び助言)(第6条・第14条第1項) ・ 受付記録の作成 ・ 緊急性の判断	()		有 有
事実確認・立入調査	・ 関係機関からの情報収集 ・ 訪問調査 ・ 立入調査 ・ 立入調査の際の警察署長への援助要請		(ただし直営のみ)	有 有 (直営のみ)
援助方針の決定	・ 個別ケース会議の開催(関係機関の招集) ・ 支援方針等の決定 ・ 支援計画の作成			
支援の実施	(やむを得ない事由による措置等の実施) ・ 措置の実施 ・ 措置後の支援 ・ 措置の解除 ・ 措置期間中の面会の制限 ・ 措置のための居室の確保 (成年後見制度の活用) ・ 市町村長による成年後見制度利用開始		(市町村へのつなぎ) (市町村へのつなぎ)	
養護者支援	・ 養護者支援のためのショートステイ居室の確保			
モニタリング	・ 支援実施後のモニタリング			
その他	(養護者による高齢者虐待防止関係) ・ 個人情報の取扱いルール作成と運用 (財産上の不当取引による被害の防止関係) ・ 被害相談 ・ 消費生活関係部署・機関の紹介			有 有

地域包括支援センターに業務委託した場合の業務分担





市町村高齢者福祉担当課と地域包括支援センターとの協働

高齢者虐待対応にあたっては市町村と地域包括支援センターが協働していくことが不可欠であり、一方の組織や職員が動けば解決するものではありません。高齢者虐待対応・防止には高齢者を支える関係者のネットワークを構築する必要がありますが、その責任は、市町村にあります。

立ち入り調査時等における警察官の同道の援助要請、介護保険施設や養護老人ホーム等への緊急措置のための調整や手続き、成年後見制度の市町村長申し立てやそのための予算措置などは地域包括支援センターと連携を図りながら高齢者福祉担当課として積極的に取り組むべき業務です。

県の役割

高齢者虐待防止法によれば、県の役割は以下のように規定されています。

高齢者虐待防止法に規定する県の役割

養護者による高齢者虐待について（第19条）

市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助及び助言

養介護施設従事者等による高齢者虐待について

高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るため老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第24条）

養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、対応措置等の公表（第25条）

警察の役割

ア 警察に於ける高齢者虐待事案に対する対応

(ア) 市町村への通報(法第7条、法第21条関係)

・各種警察活動(相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の扱い等)に際し、高齢者虐待事案を認知した場合、速やかに市町村へ通報します。

警察で認知した高齢者虐待事案については、生活安全課から市町村に通報します。

・通報は、原則、「高齢者虐待事案通報票」(別添1)により行いますが、急を要する場合には、電話により行います。

・警察から通報があった事案については、市町村は措置結果を警察に連絡します。

通報後1ヶ月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときは、警察から市町村に対して状況の確認があります。

・高齢者虐待事案については、市町村に通報するほか、刑罰法令に抵触する場合は、適切に事件化を図ることはもとより、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど警察として必要な措置を講じます。

(イ) 警察署長に対する援助依頼への対応(法第12条関係)

・立入調査に際し警察署長が行う援助とは、市町村による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置です。

・援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案援助依頼書(別添2)の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた援助を行います。事前協議の窓口は、生活安全課です。

イ 市町村と警察との連携

高齢者虐待事案に関する警察の窓口である生活安全課と日頃から情報交換等に努め連携を強化することにより、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられます。

「高齢者虐待防止ネットワーク」への参加依頼は生活安全課に行います。

別添 1

高齡者虐待事案通報票		第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日
市(町、村)長 殿		警察署長 印
次のとおり高齡者虐待を受けたと思われる高齡者を発見したので、通報します。		
発見年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
発見の経緯		
高 齡 者	(ふりがな) 氏 名	男 ・ 女
	生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日生(_____ 歳)
	住 所	
	電 話	(_____) - _____ 番
	職 業 等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	男 ・ 女
	生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日生(_____ 歳)
	住 所	高齡者と同じ その他(_____)
	電 話	(_____) - _____ 番
	職 業 等	
高齡者との 関 係	配偶者 子 子の配偶者 孫 その他親族(_____) その他(_____)	
虐 待 の 状 況	行 為 類 型	身体的虐待 養護の著しい怠り 心理的虐待 性的虐待 経済的虐待
	虐待の内容	
参 考 事 項		
担当者・連絡先	警察署 _____ 課 電話(_____) - _____ 番 内線	

別添 2

第 _____ 号 高齢者虐待事案に係る援助依頼書 年 月 日 警察署長 殿 市(町、村)長 印		
高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第 12 条第 1 項 及び同条第 2 項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	場所	
	援助方法	調査の立会い 周辺での待機 その他 ()
高齢者	(ふりがな)氏名	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	上記援助依頼場所に同じ その他 ()
	電話	() - 番
	職業等	
養護者等	(ふりがな)氏名	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	上記援助依頼場所に同じ その他 ()
	電話	() - 番
	職業等	
虐待の状況	行為類型	身体的虐待 養護の著しい怠り 心理的虐待 性的虐待 経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話 () - 番 携帯電話 - 番	内線 番

医療機関の役割

高齢者虐待のうち身体的虐待、性的虐待、経済的虐待などの発見において 病院、診療所など医療機関の役割は大変重要なものです。高齢者虐待で生命に危険のある場合、その発見者は、市町村高齢者福祉担当課や地域包括支援センターへの通報義務があります。また医師等高齢者虐待を発見しやすい立場にあるものは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないこととなっています。

高齢者虐待では、緊急で医療機関を受診しなければいけない事例や、診断書をもらうことが必要になる事例もあり、市町村高齢者福祉担当課や地域包括支援センターは日頃から、医療機関のMSWとの連携を密にして何でも相談できる関係を作っていくことが大切です。

高齢者虐待や認知症をもつ患者さんに対しても協力的な医師を探しておくことも重要なポイントです。

なお、表1に示したような外傷がある場合には、虐待者との時間と距離をおくために、高齢者を入院させざるを得ない場合もあります。

医療機関の主な役割は、在宅での高齢者虐待の発見と、病院内虐待（自らの病院内における虐待）の防止が重要です。また身体的虐待や性的虐待があった場合には医療機関が一時的な緊急の避難場所ともなりえます。外傷があれば、入院の理由の一つになり、虐待者と一時的に隔離する役割も果たすことができます。場合によっては家族が暴力的に患者を取り戻しにくる場合も想定され、時には他府県の協力病院に入院することも考えられます。いずれにしても、人権に配慮し、弁護士や家庭裁判所と協力して、成年後見制度を利用しつつ、高齢者を保護することを第一に考えねばなりません。

また、医療機関に来院する虐待はほとんどが身体的虐待ですが、傷害罪（刑法第204条）や傷害致死罪（刑法第205条）にあたる場合は、刑事事件として取扱うこととなります。警察の介入により、虐待の事実関係を明確にでき、その次の段階に進むことができるなど早急な対処が可能となります。

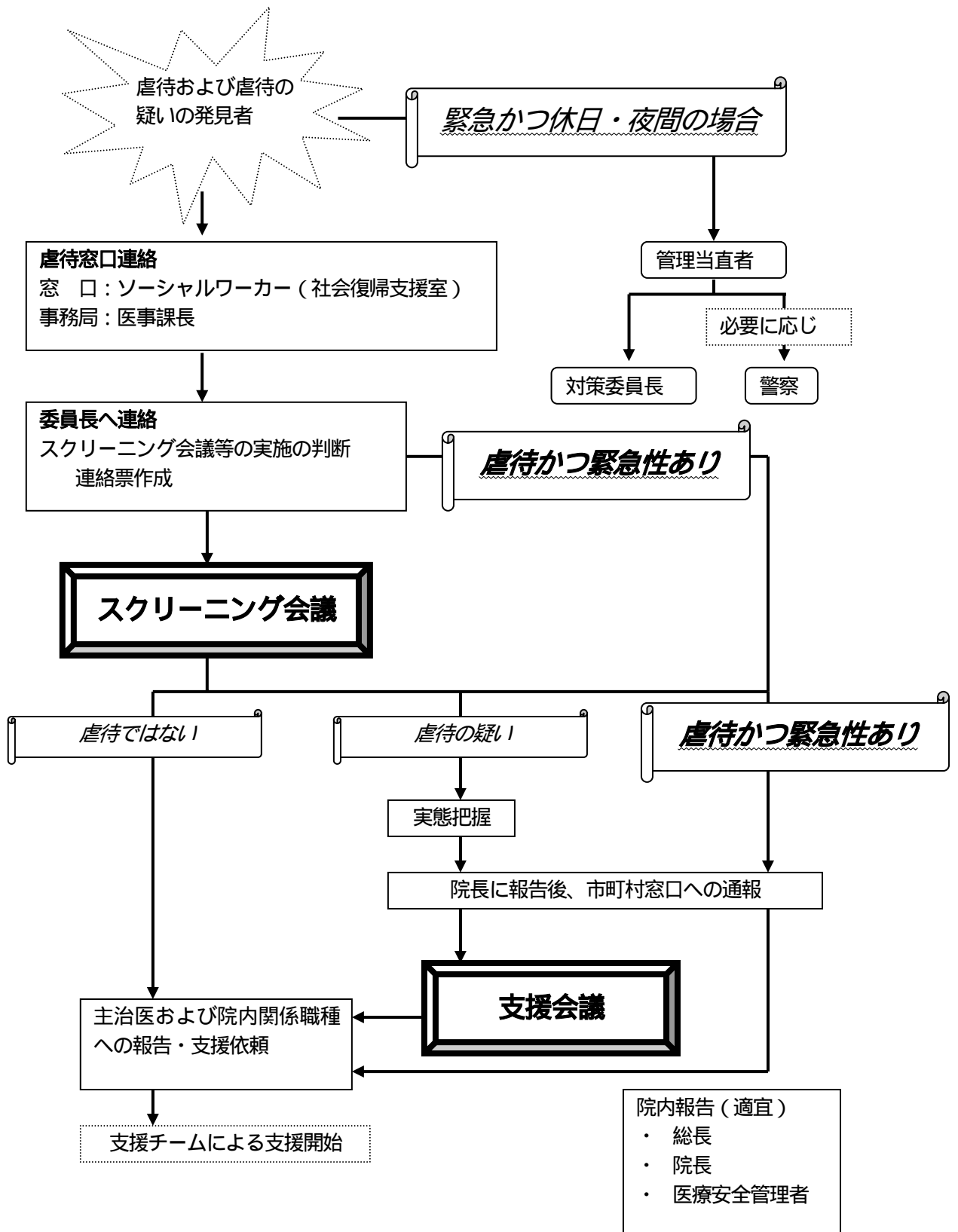
最終的には医師や看護師が虐待を疑い、医療機関へ通報することが、解決への重要なポイントとなります。病状等により時に警察へ通報も考えます。生命の危険が強く想定される場合には行政機関等と協力し介護保健施設等への短期入所や病院への一時的保護が必要な場合もあります。さらに経済的虐待などで介護者が強硬な姿勢でとりもどしにくる場合には遠くの医療機関や施設に保護する場合もあります。

高齢者虐待に対する医療機関の役割としては 虐待の発見、通報、対策、介護者支援、さらには一時的保護などです。市町村高齢者福祉担当課や各地の地域包括支援センターに協力しつつ、高齢者の人権を守ることが重要です。

表 1 . 高齢者虐待に気づくための身体所見

1) 全身症状	脱水、低体重、意識障害がある 不衛生（あかまみれ、ひどい汚れ）がある
2) 皮膚	新旧混在の外傷瘢痕、多数の小さな出血、不審な傷（ヒモ型挫傷）がある 不自然な火傷（多数の円形の火傷、手背部や口腔内、背部の火傷）がある
3) 骨折	多発性の骨折、新旧混在する骨折、肋骨骨折がある
4) 頭部	頭部外傷（頭蓋骨骨折、脳挫傷）がある 頭蓋内出血（クモ膜下出血、急性硬膜下出血、慢性硬膜下出血）がある
5) 眼球損傷	前眼房や網膜の出血がある
6) 難聴	鼓膜破裂がある
6) 性器	性器や肛門周囲の外傷がある
7) 腹部	内臓損傷、内臓破裂がある
8) その他	反復する尿路感染症がある

(参考) 国立長寿医療センター内での高齢者虐待防止対策院内フローチャート



弁護士・弁護士会の関係の役割

第1、弁護士との関わり

(ア) 弁護士から見た高齢者虐待防止と救済の関わり

この分野において弁護士の関わりは、概ね次の通り整理されます。

ア ネットワークの一員として

例えば、ケース会議等への参加

イ 被虐待者の代理人としての法的手続きへの関与

例えば、訴訟による経済的侵害の回復

ウ 行政・福祉関係者からの質問に対する法的アドバイス

例えば、虐待救済のための法的手続

エ 成年後見の首長申立への支援

例えば、成年後見手続きの書類作成のアドバイス

オ 虐待問題等権利擁護についての研修の講師

例えば、高齢者虐待防止法の講演

カ 地域包括支援センター運営協議会の構成員として

例えば、虐待防止のための介入基準の作成

キ 虐待者・養護者にある法的問題の解決

例えば、彼らの債務の整理をすることで年金搾取を防止すること

(イ) 以上について若干付言すれば、弁護士は、法律手続きのプロであり、高齢者虐待の防止・救済のために法的手続きが必要になった場合には、弁護士を交えて事例に対応することに躊躇すべきではないと考えられます。

弁護士は、福祉的アプローチの訓練を受けていないのが通常であり、「今まさに」に法的手続きが必要なのかどうかの判断は、現場の行政担当者・福祉関係者を中心としてなされることとなりますが、適切かつ必要に応じて迅速に法的手続きをとるためにはケースによっては事例が生じた早い段階からネットワーク会議に弁護士の関与を検討する必要があると思われます。

また、行政担当者や福祉関係者の日頃の準備として、どのような「場合」に弁護士に持ち込むのが適当なのかについては、関係者等の方々に「日頃から内部でルール作りをしておく」ことが早期対応を可能にするものと言えます。

通称「高齢者虐待防止法」では、市町村等に対してその防止・救済のための一定の法的権限が付与されました。この権限を行使すべきなのかどうかに関して言えば、弁護士のアドバイスを求めることが適切な場面も今後増大するものと思われます。

第2、弁護士会としての関わり

(ア) 愛知県弁護士会のなかには高齢者・障害者総合支援センター通称「アイズ」があります。

この組織は、70名を超える委員で構成され、高齢者・障害者の権利擁護について、一定のノウハウを蓄積しつつあり、また、種々の具体的問題にも相談にのっています。

詳細は、5 関係資料(3) 社会資源リストの項に譲ることとしますが、愛知県弁護士会が実施しています、原則48時間内にて回答する無料「FAX法律相談」(ほっとくん)を、利用する価値は十分あるものと思われます。

また、週2回の高齢者・障害者法律相談(有料)の他に週2回の「電話無料相談」も実施しています。この電話相談では電話相談との性格上、具体的・実質的な相談は困難であり、あくまで振り分けの機能を重視し1件10~15分程度を予定しています。

しかしながら親族・行政担当者・福祉関係者らが「方向性に迷った時」の羅針盤機能としての窓口相談として利用は可能です。

(イ) また、愛知県弁護士会として、平成19年度(場合によっては平成18年度途中から)から要望のあった市町村にその市町村ごとに担当弁護士を決め、年間を通しての高齢者問題にかかる無料法律電話相談の実施を企画しています。既に各市町村・地域包括支援センターを中心に要望をお尋ねし、多数の申し込みがありました。当面は人員からくる弁護士選定の限界の問題もあり、尾張地区から開始する予定であります。担当の弁護士が随時・継続的に担当市町村から相談をうける制度設計にする予定であります。

あくまで「互いが顔の見える関係」「継続的相談にのる中で信頼関係が構築される」ことが、適切な法的アドバイスが可能になると考えたからです。

また、その担当弁護士が担当市町村の要望に応じてケース検討会議への出席

(有料)も行う予定です。

(ウ)それとは別に「資力のない方」のために法テラスによる無料法律相談を行っています。現在は毎週金曜日が高齢者・障害者にかかわる法律相談日として設定されています。

原則は来館していただいた上での面接相談ですが、身体状況等の理由により来館が困難な人には「出張法律相談」も行っています。資力のない方(一定の要件があり)であれば、この出張相談は無料です。

第3、まとめ

従来から、弁護士・弁護士会は福祉現場からの距離が必ずしも近くないといわれてきましたが、以上のように弁護士・弁護士会のこの分野の相談体制も順次拡大してきています。法的知識が「必要な場面」では是非利用していただききたいと考えています。

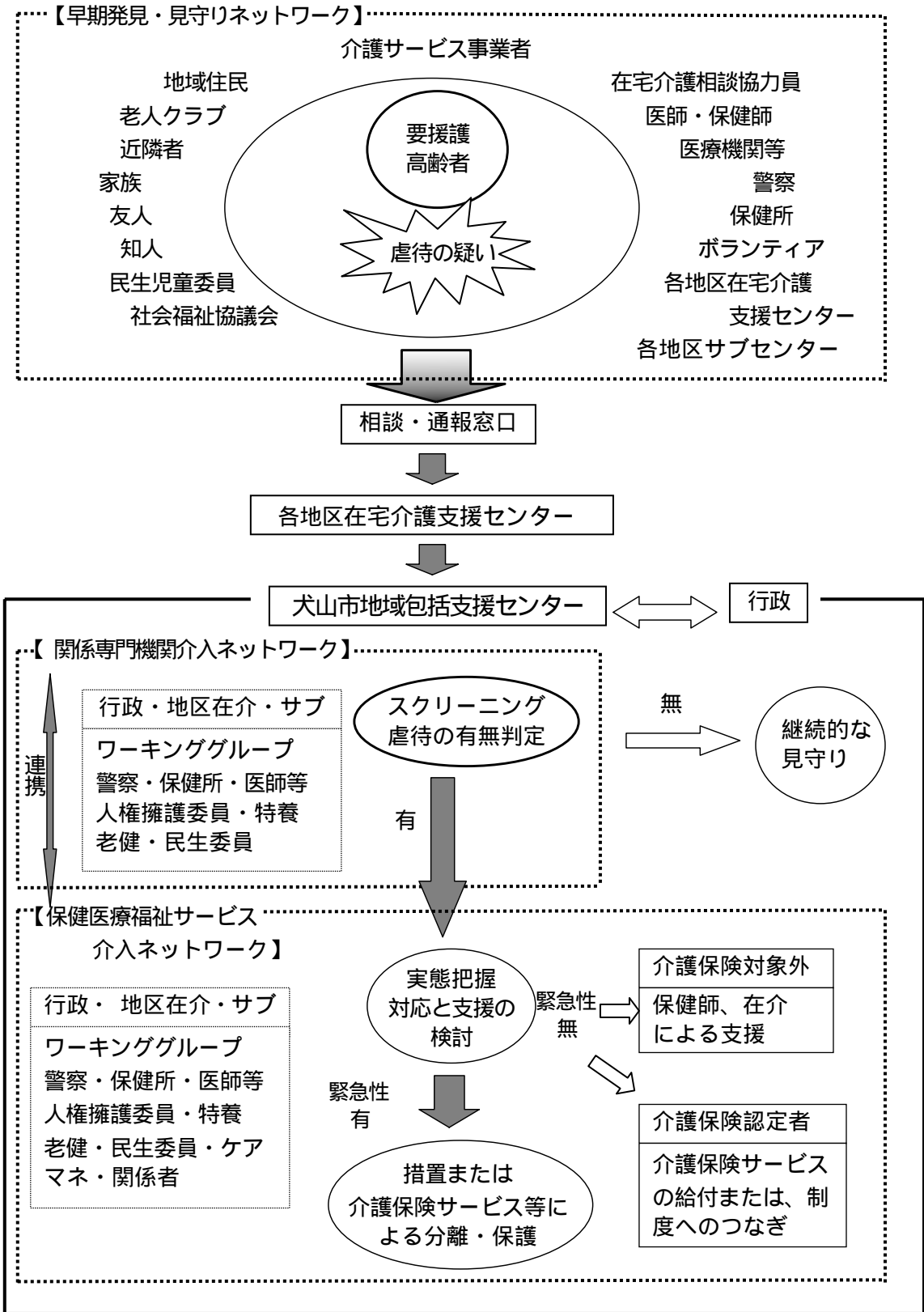
(4) 市町村の対応システム

ここでは参考として、愛知県内のいくつかの市町における虐待対応システムやネットワークの具体例について紹介したいと思います。

虐待対応に関し、新たなネットワークやシステムをつくることはとても大変な作業です。既に述べたように、ここで重要なのは、今まで行政機関や地域の関係者間で作ってきた既存のネットワークについて、虐待対応という点でいかに再構築できるかを考えることです。

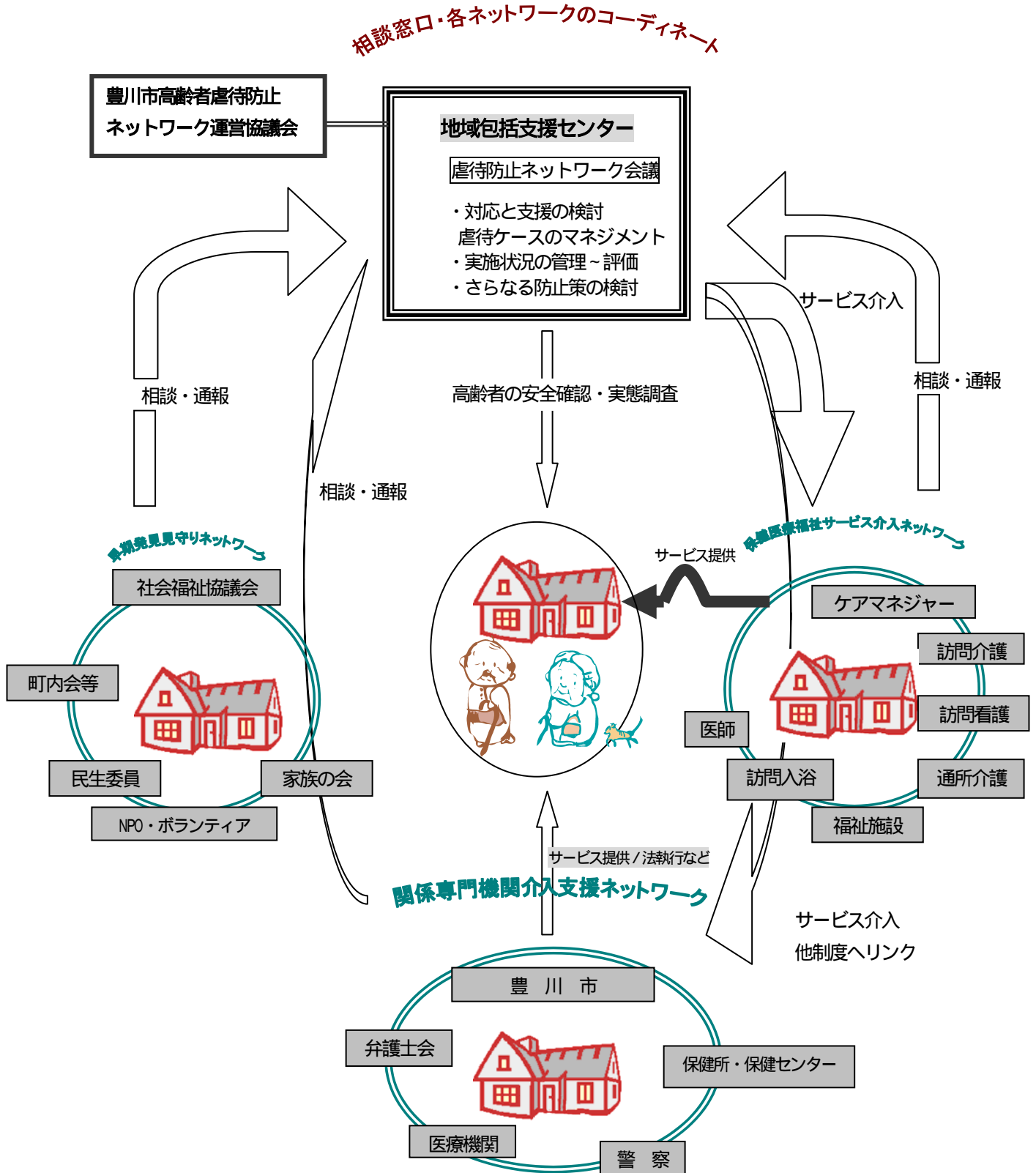
それを行う検討素材の一つとして、次頁以降、既に虐待対応ネットワークやシステムが構築されている他の市町の具体例、会議開催にあたっての要綱例などを掲載しました。これらを参考にし、自らの地域に最も適するネットワークやシステムを考案していただければと思います。

高齢者虐待防止ネットワーク（犬山市）



高齢者虐待防止ネットワーク（豊川市）

高齢者虐待問題へ対応するため、地域における高齢者虐待ネットワークの形成・運用を行うことにより、行政及び地域関係機関との連携を含めた機能強化を図り、高齢者の尊厳を支えるケアの確立を目指します。



高齢者虐待防止ネットワーク（大府市）

虐待の疑い発見
 （医師、介護サービス事業者、
 民生児童委員、一般市民等）

通報、連絡

通報受理 虐待防止センター（大府西包括支援センター）
 福祉課及び保健センターでも可能

虐待防止センター

スクリーニング会議（医師、保健師 等）
 虐待の有無・生命の危機等緊急対応の判断等

ケースの実情や実態把握の状況によりスクリーニング会議と支援会議を同時開催する場合もある。

虐待ではない

緊急性あり

虐待の疑い

実態把握（包括支援センター及び保健センター、福祉課）
 複数で対応、情報の収集、整理等

支援会議（医師、保健師、SW、警察、弁護士、サービス担当等） 支援方針の統一、役割分担等

援助内容・援助機関

包括支援センター・虐待防止センター（相談支援）

介護施設（ショート、入所）

医療機関（治療、入院）

弁護士（法律相談）

介護保険や福祉・保健サービス

福祉事務所（措置、後見）

民生児童委員（見守り）

警察（危機介入）

等

大府市高齢者虐待対応システムの流れ

虐待の発見（虐待の疑い）

通報者（通報への同意）

本人、介護者、近親者、近隣者、民生委員、医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、包括支援センター、保健センター、保健所、警察、福祉課等の関係者

虐待を受けた高齢者を発見した者は、速やか（発見後3日以内を目処）に大府市高齢者虐待防止センター（大府西包括支援センター内）へ通報するように務める。

夫婦間の虐待については、DV法に関わる相談機関（石ヶ瀬会館）と連携を図る。

介護サービス利用者には、できるかぎり利用契約書または重要事項説明書等に虐待の疑いがある場合に指定された通報機関（大府市虐待防止センター）へ通報する旨を明示する。

通報受理（受理機関：大府市虐待防止センター）及び福祉課・保健センター・市内包括支援センター 大府西包括支援センターがすべての情報を集約する

通報受理機関は、高齢者虐待相談記録票を作成するとともに、関係情報の収集にあたる。

通報受理后、高齢者虐待防止センターは速やか（受理后7日以内を目処）にスクリーニング会議を開催するための調整および通知をする。

スクリーニング会議（虐待の有無、緊急的な支援の必要性の検討）

虐待防止センター内にスクリーニング会議担当委員（医師、保健師、福祉事務所職員、包括支援センター職員等）を配置し虐待対応の必要性の有無、緊急的な介入及び支援が必要かを判断する。

医師及び保健師、福祉事務所、包括支援センターの職員により、迅速に指示が出せる組織とする。

議長（医師）より必要に応じて、相談者及び関係者、警察、弁護士の出席を求めることができる。

緊急的な支援が必要な事例においては、必要に応じて老人ホーム等への措置を福祉事務所（福祉課）に提言する。

生命の危険性がある場合には、必要に応じて警察や弁護士の介入が必要か見極める。

虐待への実態把握

虐待防止センターは、保健センター及び包括支援センター等とともに被虐待者の健康及び生活状況、虐待の内容、虐待者の状況、世帯の状況等について把握する。必要に応じて介護サービス等の関係機関とも連携を図りながら実施する。

本人から情報提供への同意がとれない場合や意思確認ができない場合、拒否している場合には側面的な介入を図り、本人や関係者との信頼関係を高める。必要に応じて虐待者や家族への面接も実施する。

支援会議（対応と支援の検討）

虐待防止センター内に支援会議担当委員を配置し、担当委員と被虐待者等に直接関わっている関係者等にて虐待対応及び支援内容について以下のとおり検討する。

情報の共有化 課題の明確化 対応への意思統一 虐待者及び被虐待者支援への役割分担 再確認の時期 等

支援会議担当委員は、スクリーニング会議に参加している委員及び医療機関のソーシャルワーカー、警察官、弁護士、福祉施設職員等が担う。

関係機関に関しては、センター事務局が議長(医師)の了解を得て参加を依頼する。

議長は、必要に応じて外部の専門職関係者を招集することもできる。

対応の実際

支援会議等の検討内容により保健・医療・福祉サービスの提供とあわせ虐待防止センター職員は保健センター及び包括支援センターの協力を得ながら継続的な被虐待者並びに虐待者等世帯全体への相談援助業務を実施するとともに健康状態等生活状況について把握していく。

虐待者等に介入を拒否される場合には、事件性を鑑み警察官等の協力により立ち入り調査、強制介入も考える。

認知症高齢者においては、成年後見制度について市長申し立ても含め検討していく。

モニタリング及びフォローアップ

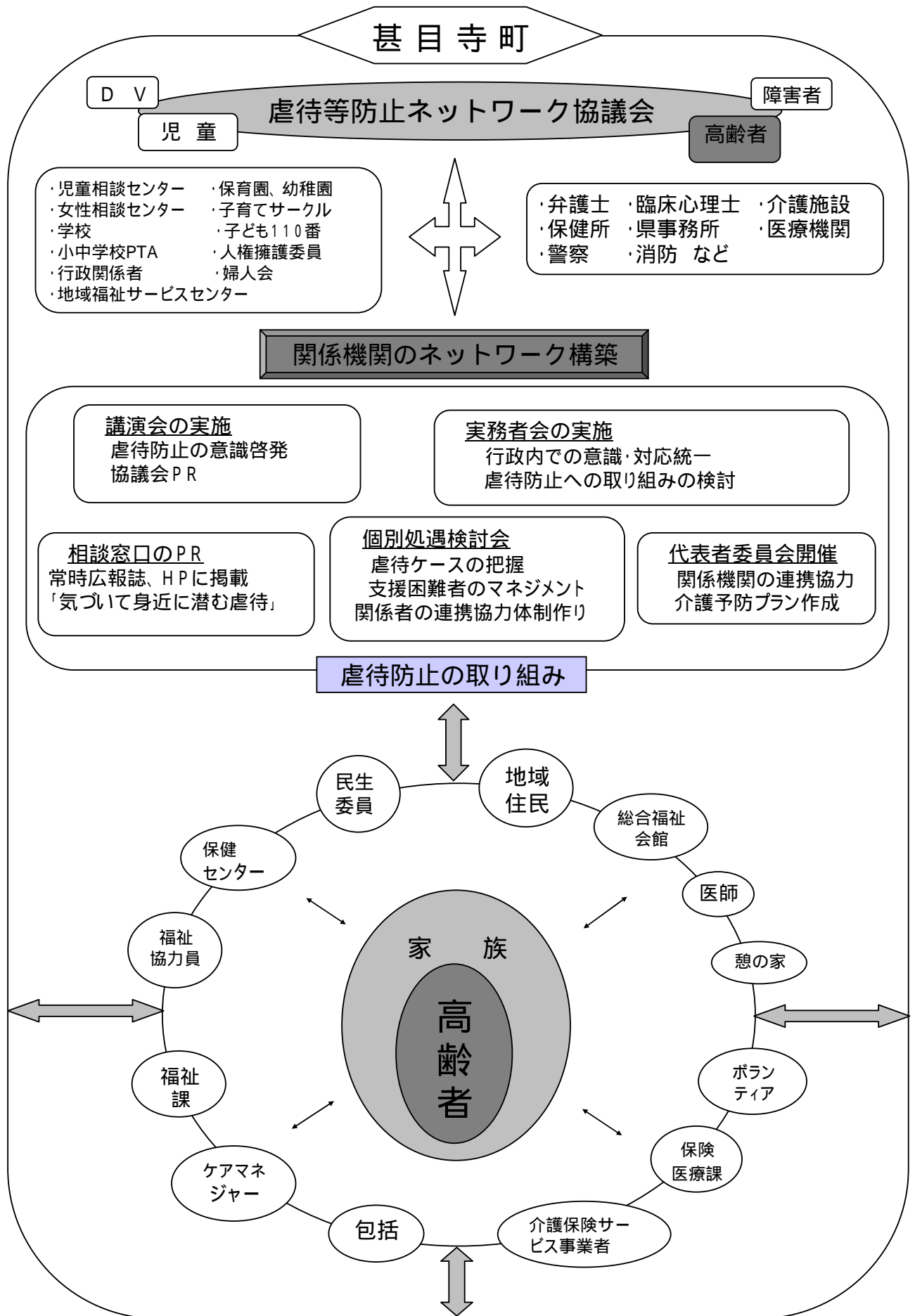
虐待防止センター職員は、支援会議等にて決められたモニタリング期間を目処に虐待状況について現状把握するとともに、必要に応じてあらためて支援会議を開催する。

虐待が継続している事例については、援助方針の変更等により新たな支援を継続していく。

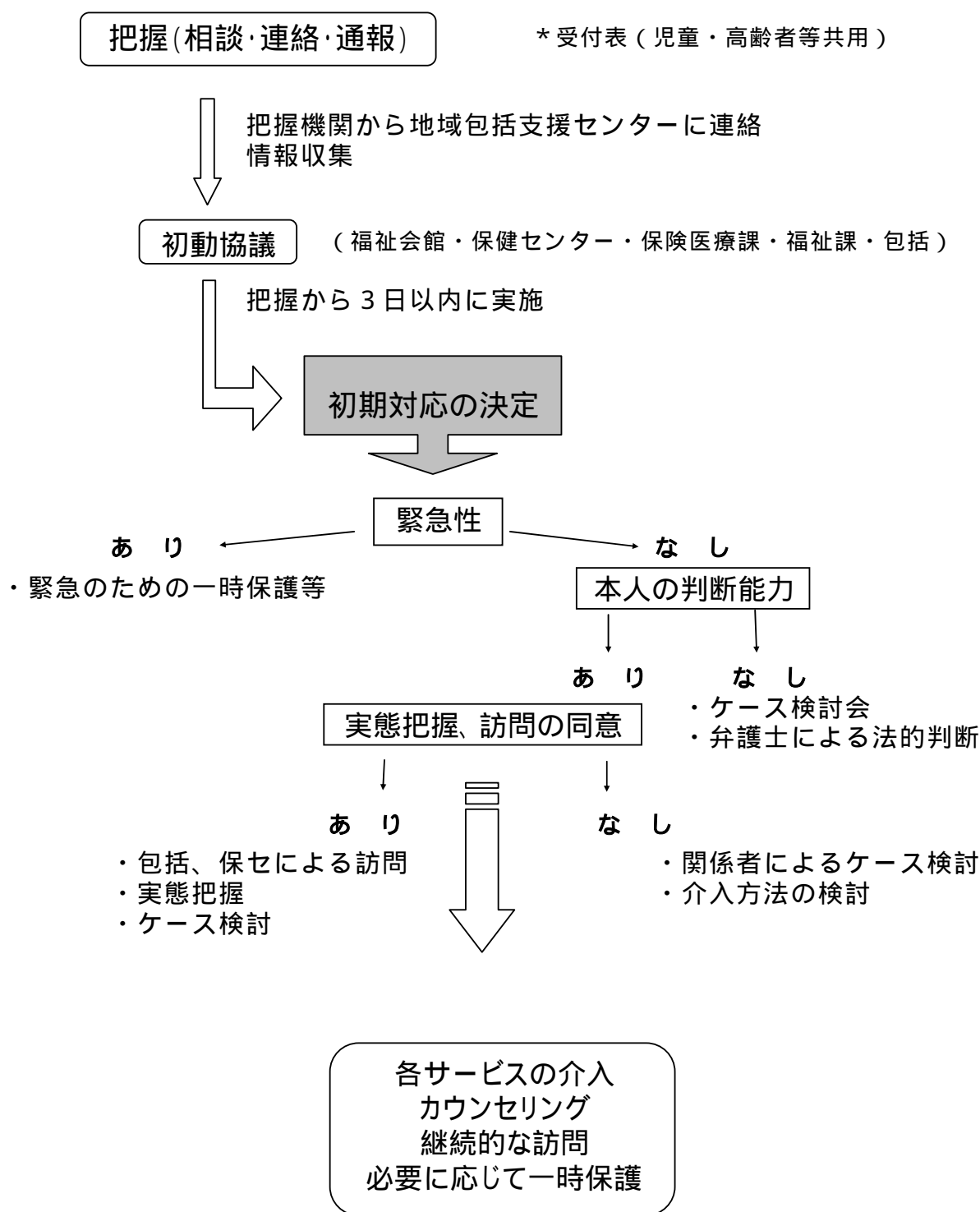
モニタリング時においては、虐待問題が終結したり、軽減しているケースにおいても確認する。

高齢者虐待防止連絡協議会に年2回虐待及び支援の状況について報告をするとともに、虐待防止センターの運営内容について助言を受ける。

高齢者虐待防止ネットワーク(甚目寺町)



甚目寺町高齢者虐待フローチャート

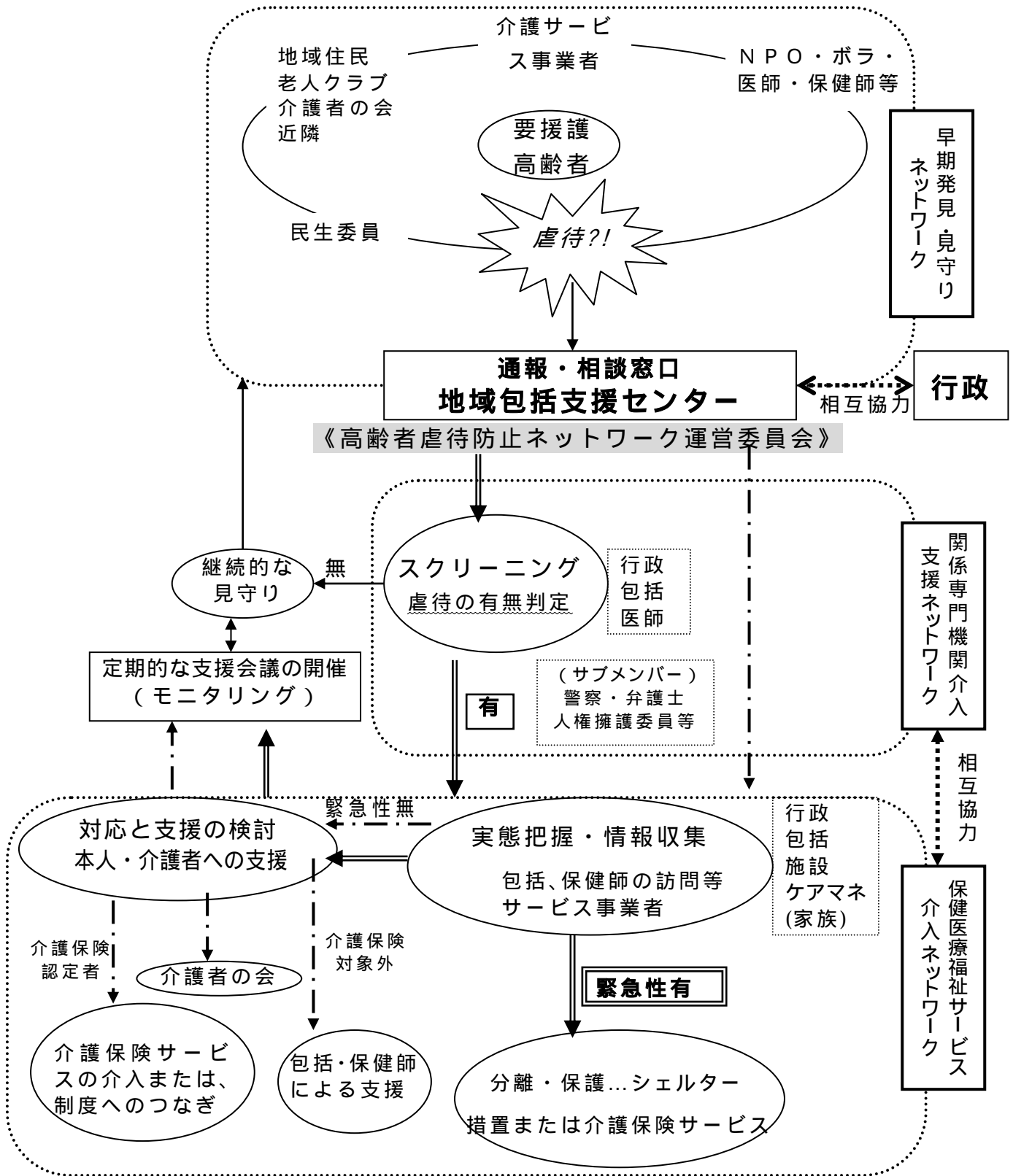


< 家族関係の回復 > < 継続支援 > < 支援再検討 >

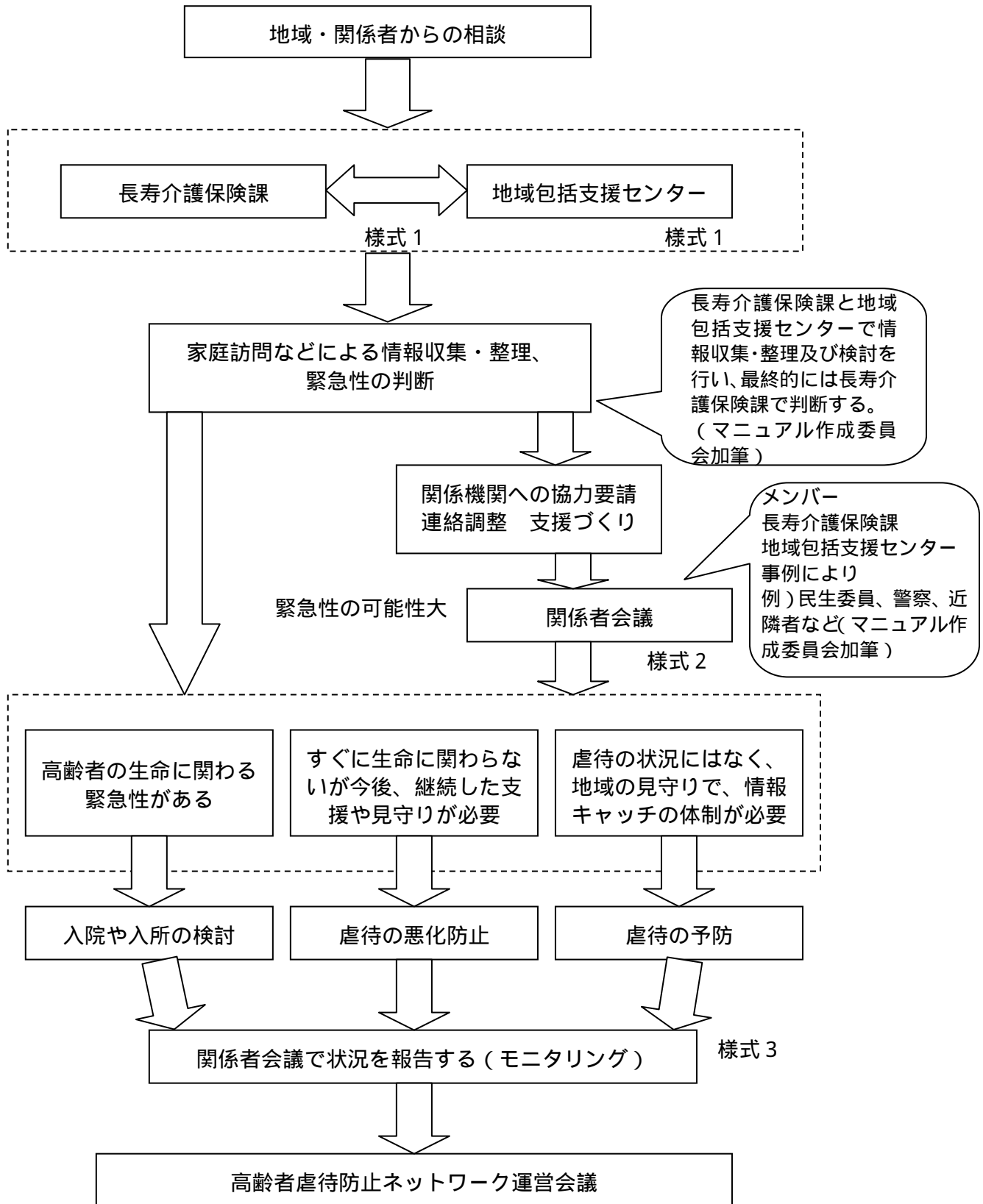
ケース検討会メンバー

・医師 ・弁護士 ・民生児童委員 ・総合福祉会館
 ・福祉課 ・保険医療課 ・保健センター ・地域包括支援センター
 ・介護保険サービス事業所 ・その他ケース実情に応じて関係者等

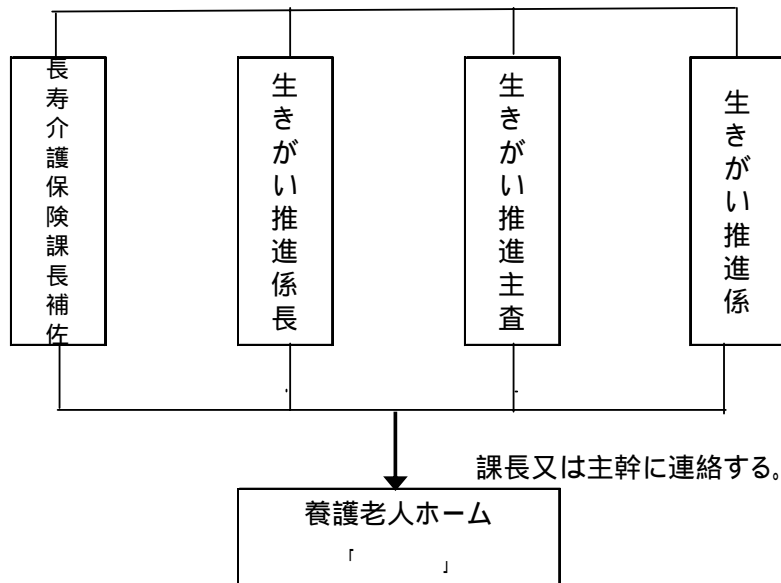
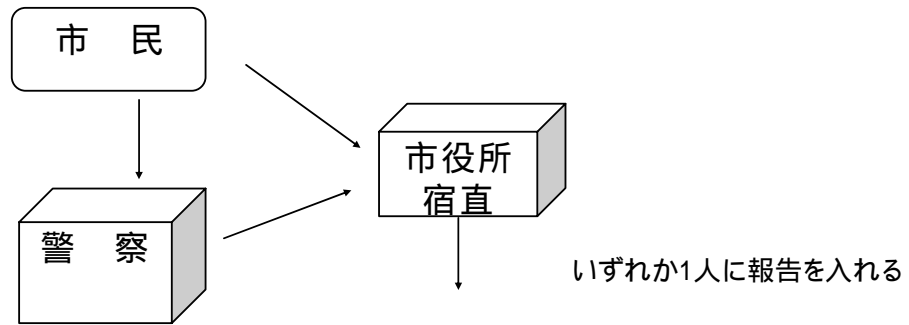
高齢者虐待防止ネットワーク（東浦町）



高齢者虐待防止ネットワーク（江南市）



高齢者虐待(疑い)に関する職員の連絡網(24時間体制)



連絡先	
長寿介護保険課長	
長寿介護保険主幹	
江南市役所	
江南警察署	
養護老人ホーム	

江南市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域において総合的な相談窓口及び介護予防・生活支援サービスの利用調整等の機能を担う地域包括支援センターを中心として、地域の関係機関等の連携により、地域における高齢者虐待防止のためのネットワークの形成及びその運用を行う事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定め、もって住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、江南市とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 早期発見・見守りネットワーク、関係専門機関支援ネットワーク及び保健医療福祉サービスネットワークからなる高齢者虐待防止ネットワーク部会の形成及び運用
- (2) 高齢者虐待を受け、又は受ける恐れのある等のケースを発見した場合の各ネットワークを活用した虐待ケースのマネジメント
- (3) 地域住民への広報及び普及活動
- (4) その他、高齢者虐待防止ネットワークに必要と認める事業

(江南市高齢者虐待防止ネットワーク会議)

第4条 事業を円滑に運営するため、医療、保健、福祉、行政等の高齢者虐待に関係する者で構成する江南市高齢者虐待ネットワーク会議を設置する。

(事業の実施)

第5条 事業の実施にあたっては、次に定めるところにより円滑に行うものとする。

- (1) 年間の事業計画を定め、事業を計画的に実施する。
- (2) 各種保健医療福祉サービス（介護サービス含む。）の利用に関する助言及び利用申請の便宜を図るときは、関係機関と協議及び連絡調整を行う。

(秘密の保持)

第6条 事業に関係する者は、正当な理由なく業務上知り得た個人の生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

江南市高齢者虐待防止ネットワーク会議要綱

(趣旨)

第1条 江南市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱(平成18年5月1日施行)第4条の規定に基づき、江南市高齢者虐待防止ネットワーク会議(以下「会議」という。)の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 早期発見・見守りネットワーク、関係専門機関支援ネットワーク、及び医療福祉サービスネットワークからなる高齢者虐待防止ネットワーク部会の形成及び運用に関する事。
- (2) 処遇困難ケースに関する事。
- (3) 地域住民への広報及び普及活動に関する事。
- (4) その他高齢者虐待防止に関する事。

(組織)

第3条 会議は、15人以内をもって組織する。

2 会議は、医療、保健、福祉、行政及びその他高齢者虐待に関して必要と認められる者の中から市長が委嘱する。

3 会議に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、説明を求めることができる。

(部会)

第6条 委員長は、第2条の所掌事務について具体的な検討を行うため、必要が生じたときには、各部会を開催することができる。

2 部会は、委員の所属する機関のうち関係する担当者及び事務局で構成し、ケース検討、情報の共有及び援助方法等の検討を行う。

(秘密の保持)

第7条 会議の委員は、職務上知り得た個人の秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、長寿介護保険課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委託された委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

高齢者虐待防止ネットワーク運営会議委員

職 名	氏 名
尾北医師会江南支部長	
人権擁護委員	
民生児童委員・介護保険部会長	
介護相談員	
介護支援専門員・社会福祉士	
江南市社会福祉協議会会長	
江南保健所地域保健課長	
江南警察署生活安全課長	
江南北部 地域包括支援センター	
江南中部 地域包括支援センター	
江南南部 地域包括支援センター	
健康福祉部長	
健康衛生課長	
福祉課長	

(5) ネットワーク会議の運営方法

ネットワーク会議は、虐待事例に適切に対応できるよう関係者間で方針を明確にする、あるいは行き詰った支援や担当者を抱える問題を明らかにし、次に進むべき道を模索する重要な場です。ネットワーク会議を効果的なものにするために、まず、以下2つの原則を確認しましょう。

その1 どの機関・セクションが核になり、情報集約し、今後の流れを引っ張っていくのかを明確にし、そこが事例への対応全体の責任を持つこと。

その2 今後どうするのかについて、先を予測しつつ、関係者が知恵を絞り、ご本人や家族に対する今後の「戦略」を立てること。

核となる存在を確認

ネットワーク会議でよくありがちな失敗が、議論を誘導する司会を立てず、参加者同士の意見の述べ合いに終わり、結局、「見守りましょう」で終わるパターン。会議を行っても担当者は少しも楽にならず、問題解決につながらず、疲れ、困り果ててしまうことがままあります。

それを防ぐために、まずはどの機関・セクションが核になり、情報集約し、今後の流れを引っ張っていくのかを明確にすることが求められます。

ネットワーク会議の進め方・事例に関する情報の確認

ネットワーク会議は以下の手順で進めます。内容にもよりますが、全体の方針を決める場では、できる限り多くの関係者を集めて行ったほうがその後の調整がスムーズに進みます。

- ア メンバー紹介
- イ 担当者からの事例紹介
- ウ 虐待の有無の確認
- エ 緊急性の確認（速やかに保護する必要があるか）
- オ 虐待者と被虐待者、その他事例を取り巻く人間関係の確認
- カ 事実確認

事実確認には、以下の事柄が含まれます。

- ・そもそも、誰が、何を問題にしているのか。事例報告者はその事例について「どういう問題」と捉えているのか。
- ・虐待の有無は客観的に把握できるか。たとえばキズがある場合、誰がいつ、どこで発見したのか。
- ・虐待を受けている人の意識はどうか、どうしたいのか。家族はどうか。
- ・基本的な情報に漏れはないか。世帯の収入や、虐待者の抱える問題の把握（アルコール依存、暴力など）。用いる支援とその意図は何か（見守りはどういう見守り？家庭訪問は何をみってくる訪問？など）

今後の対応に関する検討

事例に関する情報確認が済んだ後、参加者全員で以下の事柄を話し合います。

- ・現段階で最もよいと思われる支援の「落ち着きどころ」は何か。どのような状態になることをめざすのか。
- ・誰がどういう立場で、どのように関わるのか。それぞれの役割をはっきり自覚できているか（虐待をしている人のつらさ・大変さによりそう形で入っていく役目なのか、高齢者の衰弱など身体状況をもとに、関われる部分から関わっていく役目なのか）
- ・誰が介入し、支援していくとうまくいくのか。どこに声をかけたらいいのか。
- ・今後、関係者とどのように情報交換するのか。今後新たな情報が出た場合、関係者の間でどのようにやりとりするのか。
- ・そもそも虐待者も含め、世帯全体への支援は誰がどう担うのか。

会議での決定事項の確認

参加者各々の役割とその分担を再確認し、次に会議を持つ日程について打ち合わせておきます。